

参議院議院運営委員会會議録第二十四号

昭和三十三年三月二十日(水曜日)午前
十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

石原幹市郎君

寺本 廣作君

宮田 重文君

小酒井義男君

藤田 進君

上林 忠次君

委員

大沢 雄一君

佐藤清一郎君

佐野 廣君

白井 勇君

田中 茂穂君

西田 信一君

坂本 昭君

柴谷 要君

榊 繁夫君

河野 謙三君

副議長

松野 鶴平君

寺尾 豊君

政府委員

内閣官房副長官

事務局側

事務局長

参事(事務次長)

参事(委員部長)

参事(記録部長)

参事(警務部長)

芥川 治君

河野 義克君

宮坂 完孝君

丹羽 寒月君

佐藤 忠雄君

法制局側

法制局長 齋藤 朗郎君

説明員

外務省アジア
局第三課長 白幡 友敬君

本日の会議に付した案件

○特派大使任命につき本院の議決を求
めるの件

○列国議会同盟日本議員団に関する件

○委員長(石原幹市郎君) たいだい
より議院運営委員会を開会いたし
ます。

まず、特派大使の任命につき本院
の議決を求めるの件を議題に供し
ます。

田中官房副長官から御説明を願ひ
ます。

○政府委員(田中第一君) 今般、衆議
院議員田均君を、故マグサイサイ
フィリピン共和国大統領の葬儀に参列
する特派大使に任命いたしましたので、
外務公務員法第八條第三項の規定によ
り、両院一致の議決を求めるため本件
を提出いたしました。

マグサイサイ大統領は、去る三月十
七日、飛行機事故のため逝去せられ、
その葬儀は、今月二十二日、マニラに
おいて行われますが、わが国とフィリ
ピン共和国との従来よりの親善関係に
かんがみ、右、葬儀に参列する特派
大使を任命しようとするものであり
ます。

同君の経歴につきましては、お手元
の履歴書で御承知願ひたいと存じます

が、右、特派大使としてきわめて適任
であると存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやか
に議決されるようお願いをいたし
ます。

○藤田進君 この特派大使の日程につ
いて御説明いただきたい。

○説明員(白幡友敬君) 御説明申し上げ
ます。ただいままでにマニラから報
告のございましたところでは、葬儀は
二十二日の午前八時半から始まること
になっております。従ひまして、ここ
から参ります飛行機の便は非常に不
便なものでございますので、どうして
も今晩出発しなければ間に合わない。
マニラの方からも、二十一日の夜まで
には必ず到着してもらいたいというこ
とでございますので、今晩御出発にな
る予定になっております。葬儀は、大
体二十二日一ぱいで終了するというこ
とになっております。

○藤田進君 あと、どこか回ってお帰
りですか、どうなるんですか。

○説明員(白幡友敬君) その後、急な
御旅行でございますので、また葬儀
は、暑い所でも一日もあれてございま
すので、お疲れもあると思ひますし、そ
れから向うで、その葬儀後、いろいろ
な故大統領の未亡人に対する弔問の問
題、その他関係方面の訪問もございま
すので、マニラでどうしても三、四日
はみなければならない。帰りは香港経
由でお帰りの予定になっており
ます。

○藤田進君 それで、あとは特派大使
一人なんですか。その三、四日間程
度、その後、香港経由で帰るならば
つごろ日本に帰るのですか。

○説明員(白幡友敬君) 東京にお帰
りは二十七日を予定いたしており
ます。

○藤田進君 二十七日に帰れると自
動的に特派大使の役目は解けるわけ
ですか。

○説明員(白幡友敬君) お帰りになり
ますと、この任務は解けることにな
ります。

○藤田進君 それは発令をするわけ
ですね。その解任を……。

○説明員(白幡友敬君) さようでござ
います。

○委員長(石原幹市郎君) はかに御発
言もなければ、衆議院議員田均君
を、故マグサイサイフィリピン共和
国大統領の葬儀に参列する特派大使
に任命することに御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ない
と認め、さよう決します。

○委員長(石原幹市郎君) 次に事務総
長から報告がございます。

○事務局長(芥川治君) 日本共産党の
野坂参三君と岩間正男君から、議長あ
てに、列国議会同盟日本議員団に加盟
したいというお願いが出ておりま
すことを御報告申し上げます。

○委員長(石原幹市郎君) たいだいま
の報告を了承することに御異議ございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(石原幹市郎君) 御異議ない
と認め、さよう了承することに決し
ます。

本日はこれにて暫時休憩いたしまし
て、本会議終了後、特段のことがない
れば、そのまま散会いたしたいと存じ
ます。

暫時休憩いたします。

午前十一時三分休憩

「休憩後開会に至らなかった」

三月十九日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館
及びその職員に関する法律の一部
を改正する法律案(衆)

衆国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館
及びその職員に関する法律の一部
を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書
館及びその職員に関する法律の
一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行
政各部門に置かれる支部図書館及び
その職員に関する法律(昭和二十四
年法律第一号)の一部を次のよう
に改正する。

第一条の表中

国立国会図書館支部経済企画庁図書館 経済企画庁

国立国会図書館支部経済企画庁図書
国立国会図書館支部科学技術庁図書

館 経済企画庁

館 科学技術庁

国立国会図書館支部中央気象合図書館

運輸省

国立国会図書館支部海上保安

国立国会図書館支部気象庁図

庁図書館 海上保安庁

に改める。

書館 気象庁

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

昭和三十三年三月二十二日印刷

昭和三十三年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局